

日本透析医学会賞（木本賞）・奨励賞選考内規

1. 日本透析医学会（以下「本学会」という）の official journal および内外の学術雑誌に掲載された透析医学に関する本学会会員の優秀な基礎的ならびに臨床的研究の原著論文に対して日本透析医学会賞を与える。
2. 優秀論文数は、原則として学会賞・奨励賞合わせて年間 3 編以内とする。
学会賞の少なくとも 1 編は本学会の official journal に投稿された論文より選出する。
3. 優秀論文の選考は、本学会学術委員会（以下「学術委員会」という）が行う。
4. 前年の本学会の official journal に掲載された論文を対象とし、学術委員会はこれらの論文の中から候補論文 12 編を選ぶ。投票はこの 12 編を対象として行われる。
5. 評議員は 1 人 2 票（1 位および 2 位）の投票権を有し、定められた日までに郵送による記名投票を行う。
ただし、論文の第一候補者と同じ所属施設の評議員はそれに投票することはできない。
6. 投票締め切り後、原則として 2 週間以内に学術委員会にて開票し、上位 10 編（同順位はすべて含む）を選考対象論文とする。
7. 上記 5, 6. の内規とは別に学術委員会は本学会会員から自薦・他薦により応募論文を公募し、独自に選考対象論文に加えることができる。ただし、公募論文には所属施設以外の 2 名の評議員の推薦状と推薦理由書を添付する。尚、推薦は 1 人 1 編のみとする。
8. 学術委員会は評議員の投票による上位 10 編（同順位はすべて含む）と前項の公募論文を対象として日本透析医学会賞を決定する。学会賞の少なくとも 1 編は本学会の official journal に投稿された論文より選出する。また、奨励賞は学会賞該当論文を除く論文より決定する。
9. 本学会学術集会において優秀論文の著者を表彰する。学会賞には賞状、副賞 30 万円、奨励賞には、賞状、副賞 15 万円を贈る。
10. 学術委員会の選考経過については公表しない。
11. 本内規に疑義が生じた場合は、学術委員会において決定する。
12. この内規の改正には理事会の承認を必要とする。
13. この内規は昭和 63 年 1 月 16 日から施行する。
一部改正 平成 3 年 7 月 12 日 第 2, 第 5, 第 10
一部改正 平成 5 年 7 月 16 日 改称：学術委員会
一部改正 平成 11 年 6 月 26 日 第 1, 第 5, 第 6, 第 7, 第 8, 第 9
一部改正 平成 26 年 5 月 2 日 第 1, 第 2, 第 4, 第 5, 第 6, 第 7, 第 8, 第 9, 第 10,
第 11, 第 12, 第 13

附則 この内規は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附則 この内規は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。